

「中小企業・小規模事業者ものづくり

商業・サービス革新事業」について

革新的なものづくり・サービスの提供等にチャレンジする中小企業・小規模事業者に対し、地方産業競争力協議会とも連携しつつ、試作品開発・設備投資等を支援すること目的に補助金交付が検討されています。現在中小企業庁から提示されている概要についてご紹介いたします。

1. 条件(対象者、対象行為、補助率等)

認定支援機関に事業計画の実効性等が確認された中小企業・小規模事業者であり、以下の要件のいずれかを満たす者

- ① 「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用していること
- ② 革新的なサービスの提供等を行い、3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する計画であること
- ③ 発注元事業所の閉鎖・縮小により10%以上売上減少が見込まれること
- ④ 耐用年数超過設備の新陳代謝を目的とした大規模（総資産15%超）計画であり、地域金融機関からの融資や事業計画策定支援等を受けること

2. 事業イメージ

- ① 成長分野型 ☆補助上限額：1,500万円（補助率2/3）
環境等の成長分野参入に対する試作品開発・設備投資等
(例) 電子基板からレアメタルを効率的に回収する分離破碎機の開発
- ② 一般型 ☆補助上限額：1,000万円（補助率2/3）
(例) 3Dデータや3Dモデルを作成・利用することにより、自動車・産業機械用鋳物部品の新規受注獲得を目指す。
※①②については、設備投資以外に充てられる補助限度額を500万円とする。
(国際認証等取得費用を含む)
- ④ 規模事業者型 ☆補助上限額：700万円（補助率2/3）
設備投資を伴わない開発費用を補助。
(例) 衣服情報の電子カルテ化、水洗いとドライクリーニングの長所を併せ持った新たな洗浄技術を導入。
- ⑤ 新陳代謝型
金融機関から借入を行い老朽化に対処した大規模設備投資を行う場合、金融機関のモニタリング実績に応じ、借入額の1%相当を上限に設備投資費を補助。

(以上です、詳細はこれから決定されますので随時ご紹介させていただきます)

ご不明な点がございましたらお気軽に当事務所にご相談下さい。